

(請 求 人) 様

湧別町監査委員 水 野 豊

湧別町監査委員 下 田 英 人

住民監査請求に基づく監査結果について（通知）

令和 6 年 4 月 8 日付けで提出のあった住民監査請求については、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり監査結果を通知します。

記

第 1 請求の受理

令和 6 年 4 月 8 日付けで提出のあった「湧別町長刈田智之に関する措置請求」は、同年 4 月 9 日に收受し、所定の法定要件を具備しているか否かを審査し、同日に受理した。

なお、本請求書に一部不備な点が認められたので、同年 5 月 24 日に請求人に同意を得てこれを補正した。

第 2 請求の要旨

令和 5 年 6 月 23 日実施の西 3 線道路拡幅工事入札において談合があり町が損害を受けた。

談合の根拠としては、当該入札の落札率が 98.91%（公共工事全国平均落札率 93.8%）であり、また最高入札価格と落札額の差が 1.30%であることから、落札業者である株式会社中川組が他の指名競争入札業者と入札価格を申し合わせ談合したものである。

第 3 監査の実施

本件請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与える旨通知し、同年 5 月 24 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人の陳述内容は、おおむね、請求者の請求内容のとおりである。また、証拠の提出として、「新たな証拠 I」が提出された。

2 監査対象事項

請求人は、公共工事全国平均の落札率 93.8%と当該事業の落札率 98.91%の差、5.11%に落札額 22,700,000 円を乗じた 1,159,970 円が湧別町の損失として、湧別町長刈田智之に弁済するよう請求している。

また、入札価格を申し合わせ談合した株式会社中川組を被告として告訴するよう請求している。

3 監査の対象部局

湧別町を監査対象部局とし、関係資料の提出を求め、建設課職員より事情聴取を行った。

(1) 建設課職員の事情聴取

建設課職員より事情聴取を行い、事実の確認を行った。

資料として令和5年度入札執行状況一覧の提出を受けた。

第4 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

建設課職員への事情聴取において、書類確認を行い関係書類の不備は認められなかった。

また、本案件の落札率 98.91%は、令和5年度建設課による入札結果 124 件のうち、この落札率を上回る落札が 25 件あり、最高入札額との差 1.30%についても、落札額 1,400 万円から 4,000 万円程度の入札による結果では 18 件で 0.33%～11.20%、平均 2.22%となっており、落札率及び最高入札額との差については、いずれも特別な数字とは言い難い。

さらに、「新たな証拠 I」として提出された工事内訳書の比較について、当該様式は入札内容を確認するため町が独自に徴収しているものであり、様式の体裁によって談合が証明できるものではないと解する。

これら証拠をもって当該入札に談合が行われていたことは認められないので、請求人の主張に理由がないものと判断し、本件措置請求はこれを棄却する。